

令和5年2月第159回定例 農業委員会総会議事録

令和5年2月10日(金)
金田コミュニティセンター 多目的ホール

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第620号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議題621号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第622号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第623号 農用地利用集積計画について
議第624号 農用地利用配分計画(案)について
議第625号 農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報等の提供について

報告第386号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
報告第387号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
報告第388号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和5年2月第159回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので
●●会長よろしく申し上げます。

議長

本日は、大変お寒い中、又お忙しいところ、ご出席をいただきありがとうございます。1月25日に大変な大雪が降りまして寒い日が続いております。このメンバーでの定例総会も残すところ、本日を含め2回となりました。

3条申請の下限面積が撤廃になったり、人・農地プランの法定化により地域計画の兼ね合わせなど、これから農業委員会がどう関わっていくのか、情報を得ながらやっていきたいと思っております。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。

本日の現在出席委員18名、欠席の届出3名（2番、●●●●委員、3番、●●●●委員、5番、●●●●委員、19番、●●●●委員）、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、2月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和5年2月第159回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

17番●●●●委員

18番●●●●委員のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第620号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明

を求めます。

事務局

議第620号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和5年2月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積6,648㎡、同じく下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積5,889㎡、世帯の経営面積、渡人149.4アール、受人0アールで今回の申請面積の125.7アールとなります。渡人につきましては、東近江市神郷町●●番地●、市営神郷団地●●号室、●●●●、受人につきましては、鷹飼町北●丁目●●番地●、●●●●号、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、新規就農でございます。受人は、申請地において水稻及び果樹の栽培を行う予定です。水稻は、●●番で行い、●●番は、土地改良事業がされておらず、水はけの悪い農地であるため、水稻栽培が困難であることから、土壌改良を行い、果樹を栽培される予定です。受人は、安土町大中の生まれで子どもの頃から、農業に親しんでおり、58歳となった今、自ら農業をしたいと考え申請に至りました。果樹については、未経験であるため、農業大学の園芸科に1年間通学し、将来的には観光農園として経営していきたいと考えておられます。今回申請の水稻作付面積の少なさや果樹が軌道に乗るまでは、現在の仕事と兼業でされる予定です。

番号2、土地の所在地、浅小井町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,725㎡、世帯の経営面積、渡人37.3アール、受人0.9アールで今回の申請面積を合わせますと38.1アールとなります。渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、受人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由につきましては、新規就農でございます。受人は、申請地において水稻の栽培を行う予定です。受人は、かねてより自分が作った米を食べたいと夢を持っておられ、今回の申請に至りました。4反弱とい

う耕作面積であり、販売を目的としていないことから、現在の仕事を続けながら営農されます。また、地元農事改良組合にも相談され、麦・大豆等の転作にも協力されます。

番号3、土地の所在地、安土町常楽寺●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積294㎡、世帯の経営面積、渡人17.9アール、受人156.4アールで今回の申請面積を合わせますと159.3アールとなります。渡人につきましては、安土町常楽寺●●番地●、●●●●、受人につきましては、安土町常楽寺●●番地、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由につきましては、近隣農地と一体利用でございます。

番号4、土地の所在地、若宮町●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,104㎡、同じく若宮町●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積915㎡、渡人の経営面積20.2アール、渡人につきましては、守山市播磨田町●●番地●●、●●●●●、同じく若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積323㎡、渡人の経営面積3.2アール、渡人につきましては、西本郷町東●●番地●、●●●●●、同じく友定町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,065㎡、同じく友定町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積147㎡、渡人の経営面積20.7アール、渡人につきましては、神奈川県厚木市まつかげ台●●番●号、●●●●●、以上5筆、4,554㎡の受人の経営面積160.1アールで、今回の申請を合わせますと205.6アールとなります。受人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の

方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委員

ただ今、事務局からも説明がありました。私の担当エリアであります番号1の案件、農地部会でも面談をさせて頂き、委員の皆さんからも色々な質問がございましたが、●●番地につきましては果樹をされ、●●番については水稲をされるということで申請がありました。新規就農ということで、道具も何もない、大中の実家のお兄さんから道具を借りて作業をすると聞いておりましたが、お兄さんに聞きますと何も貸さないということで、急遽、●●さんの知り合いの上畑町の●●●●さんから道具を借りてするという話になりました。果樹については大学で勉強されるということです。心配していろいろ質問しましたが、やりますと言われたら疑うこともできないので、我々としたら荒らされることなく、隣接農地に迷惑がかからなければということで、誓約書と言いますか誓約書的なもの及び機械のリース契約書の提出をお願いします。ですので、やむなく誓約書等の提出を確認し、許可できるものと判断しました。

事務局

誓約書の内容としましては、耕作をして農地を荒らさない、周辺農地に迷惑をかけないという旨の誓約書となる予定です。

議長

他に質問や意見はございませんか。

委員

(特になしの声)

議長

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第620号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号1は誓約書及び機械リース契約書の提出をもって許可、その他は原案どおり許可することに異議ございませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。
よって、番号1は条件付き、その他は原案どおり許可すること

に決定いたします。

議 長

それでは次に、議第 621 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 622 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第621号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和5年2月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1と番号2につきましては、関連がありますので一括で説明させていただきます。

番号1、土地の所在地、千僧供町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積97㎡、同じく千僧供町●●番●、登記地目、畑、現況地目、雑種地、届出面積101㎡、申請人につきましては、千僧供町●●番地●、●●●●。

続いて番号2、土地の所在地、千僧供町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積49㎡、申請人につきましては、千僧供町●●番地、●●●●、番号1、番号2の申請地は、千僧供町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場及び倉庫で、申請地南側に居住する●●●●さんと申請地北側に居住する●●●●さんが共同で駐車場として利用される予定です。また、●●番●については、既に倉庫が建っており、今回の申請時に農地であることが判明し、是正するため申請されたものです。なお、倉庫については、引き続き使用されます。一部てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第622号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の

決定を求める。令和5年2月10日提出、近江八幡市農業委員会
会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、田、現況
地目、宅地、届出面積17㎡、同じく若宮町●●番、登記地目、現
況地目とも畑、届出面積6.61㎡、渡人につきましては、東近江市
能登川町●●番地、●●●●、受人につきましては、若宮町●●
番地、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、若宮町の集
落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農
振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買で
す。転用目的は、露天駐車場で、分譲宅地の見学に来られるお役
様の駐車場として利用されます。一部てん末案件ではございます
が、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

なお、●●番と●●番●の間の農地についても、来月同様に露
天駐車場として申請される予定です。

番号2、土地の所在地、西庄町●●番●、登記地目、現況地目
とも田、届出面積879㎡、貸人につきましては、鷹飼町●●番地、
●●●●、同じく西庄町●●番●、登記地目、現況地目とも田、
届出面積1,059㎡、貸人につきましては、鷹飼町●●番地、●●
●●、外1名、以上2筆1,938㎡の借人につきましては、西本郷
町西●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、西
庄町地先の農地で、市役所から約1 km以内に所在し、市役所を
中心とした円内の宅地率が40%を超えますことから、農振白地
の第2種農地と判断いたしました。契約内容は、賃貸借です。転
用目的は、露天駐車場で、申請地北側にできる商業施設の従業員
駐車場として利用される予定です。立地基準上やむを得ず許可で
きるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、津田町●●番●の一部、登記地目、現
況地目とも畑、届出面積4,898㎡の内1,000㎡、貸人につきまし
ては、島町●●番地、●●●●、借人につきましては、島町●●
●●番地、●●●●、申請地は、津田町地先の農地で、農用地区
域内農地いわゆる青地にあります。契約内容は、親子間の使用貸
借です。転用目的は、農作物集荷・加工等作業所で、申請地及び
東側の農地で現在、レモンの栽培をされています。そこで収穫し
たレモンの選別・出荷作業やレモンジュース等に加工し販売する
ための施設を建設される予定です。令和4年12月28日に軽微

変更され、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

議第 621 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 622 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 15番●●●●委員、よろしく申し上げます。

委 員

去る、1月31日に、議第 621 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 622 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて17番●●●●委員と19番●●●●委員と、私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、議第621号 農地法第4条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1・2の案件です。

申請地は、千僧供町の集落内の農地で、転用目的は、露天駐車場及び倉庫です。隣接農地との境界には素掘り水路を設け、土砂並びに雨水の流出を防ぐ対策をされるため、問題ないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第622号 農地法第5条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2の案件です。

申請地は、西庄町内の農地で、転用目的は、露天駐車場です。隣接農地との境界は法面施工にて処理されます。雨水については、基本、地下浸透で処理されますが、南側に勾配を取り、既存U字溝に集水し、東側水路に放流されることから、特に問題ないと考え

えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

最後に番号3の案件です。

申請地は、津田町地先の農地で、転用目的は、農作物集荷・加工等作業所です。自己所有地内に建設されますが、申請地の周囲は擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。雨水については、南側に集水し、隣接水路に放流することから、特に問題ないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請2件、第5条許可申請3件計5件の現地踏査結果報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長 それでは次に
議第623号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議第623号、農用地利用集積計画について、を説明させていただきます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地の利用関係の調整がなされ、近江八幡市市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の提出があったので、審議を求めます。上記の議案を提出する。令和5年2月10日、近江八幡市農業委員会会長、

●●●●。

こちらの資料といたしましては、A4縦置き文書「令和4年度農用地利用集積計画について」と書かれた農業委員会会長あての文書1枚とA4横置き資料で、左肩に令和4年度第12号と書かれた資料でございます。

こちらにつきましては、8月1日～10月31日の間、農地中間管理機構への農地の借り受け申し込みされた農地について挙げさせて頂いております。滋賀県から農地中間管理機構に指定されております、「公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金」が全筆、受け手となっております。

契約開始日については、3月1日になります。

なお、本件につきましては、本来全て朗読させて頂くのが本意ではございますが、番号1についてのみ紹介させていただきます。

番号1、利用権の設定を受ける者、大津市松本●丁目●番●●号、公益財団法人、滋賀県農林漁業担い手育成基金、利用権を設定する者、野村町●●番地、●●●●、利用権を設定する土地、野村町●●番、田、3,007㎡、同じく野村町●●番、田、●●番、同じく野村町●●番、水荃町●●番、田、2,099㎡、同じく水荃町●●番●、田、1,026㎡、同じく水荃町●●番、田、2,039㎡、新規、契約期間につきましては、10年10カ月、令和5年3月1日から令和15年12月31日、10aあたり10,000円、水稻、権利の種類については賃貸借です。

今回の計画の合計は、79件 159筆 326,489㎡でございます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員

(特になしの声)

議長

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第623号 農用地利用集積計画については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 それでは次に
議第 625 号 農用地利用配分計画 (案) についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 議第624号、農用地利用配分計画 (案) について、を説明させていただきます。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農用地の利用関係の調整がなされ、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用配分計画 (案) の提出があったので、同法第19条第3項の規定に基づき意見を求める。上記の議案を提出する。令和5年2月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。
こちらの資料といたしましては、A4横置き資料で、令和4年度農用地利用配分計画案と書かれた資料でございます。
こちらにつきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、市町村が中間管理機構より利用配分計画の案の作成と提出を求められた場合に農業委員会の意見を聴くものと規定されています。こちらは、貸付始期が3月18日でございます。
件数、筆数、面積につきましては、1ページから4ページまでの合計が、先ほどの議第623号と同じ数値となります。
以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員 (特になしの声)

議長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第 624 号 農用地利用配分計画 (案) については、異議なしとの意見を回答することにご異議ございませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。
よって、異議なしとの意見を回答することに決定をいたします。

議長

それでは次に
議第 625 号 農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報等の提供についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第625号、農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報等の提供について、農地法第52条第1項の規定に基づき、下記のとおり賃借料情報を提供することについて、審議を求めます。
令和5年2月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

こちらについては、令和4年の1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）を示しております。ただし、農地法第52条の規定に基づき、農地の賃貸借の際に目安としていただくため、情報提供するものです。賃借料を決定する際には、ほ場の区画や畦畔・用排水路の状態等に応じた当事者間で相談し調整となります。

議案書中の表は、昨年分の10a当りの賃借料情報のデータでございます。尚、地域の特殊要因や物納については注意書きにより表記をさせて頂いております。

まず、田の賃借料の最多価格帯は1万円、データ数は1,008筆中740筆、全体の73%がこれに該当しております。最高額は、2万5千円で大中町、最低額は、2千5百円で西宿町でございます。

また、併せて、賃借料の金額のばらつきが一目で分かるグラフを併せて掲載しております。

次に畑の賃借料の最多価格帯は1万1千円、データ数は42筆中28筆でした。最高額は、3万円で津田町、最低額は、6千円で南津田町でございます。こちらもグラフを掲載しております。

注意書きといたしましては、サンプルとしてデータは、暦年の令和4年1月から12月の農業経営基盤強化促進法及び農地中間

管理事業の推進に関する法律に基づき利用権設定された事例を収集したものであるという表示。データ数は、集計に用いた筆数であるという表示。土地改良に係る用水や排水の負担分が賃借料に含まれている地域もありますという表示。物納支給している場合については、調査集計データ数に含まれておりませんという表示を掲載しております。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第 625 号 農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報等の提供については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり承認いたします。

議 長

それでは、次に報告第 386 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 387 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 388 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第386号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和5年2月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、十王町●●一●、田、52㎡、同じく十王町●●一●、畑、125㎡、同じく十王町●●一●、田、314㎡、同じく十王町●●一●、畑、4.42㎡、同じく十王町●●一●、畑、24㎡、受理日及び受理番号、令和5年1月30日、407番、届出人、十王町●●一●、●●●●、理由につきましては、一般住宅でございます。

続きまして、報告第387号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和5年2月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、江頭町●●一●、畑、159㎡、受理日及び受理番号、令和4年12月28日、522番、渡人につきましては、東京都日野市大字日野●●一●、●●●●、受人につきましては、江頭町●●一●、●●●●、●●●●、●●●●、理由につきましては、公衆用道路、区分につきましては、地役権の設定でございます。

番号2、土地の表示、安土町東老蘇●●、田、300㎡、同じく安土町東老蘇●●一●、畑、59㎡、受理日及び受理番号、令和5年1月23日、523番、渡人につきましては、草津市平井●丁目●●一●●、●●号、●●●●、受人につきましては、鷹飼町北●丁目●一●、●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、分譲宅地、区分につきましては、売買でございます。

番号3、土地の表示、安土町東老蘇●●一●、畑、33㎡、同じく安土町東老蘇●●一●、田、118㎡、同じく安土町東老蘇●●一●、田、7.22㎡、同じく安土町東老蘇●●、田、360㎡、同じく安土町東老蘇●●一●、畑、42㎡、受理日及び受理番号、令和5年1月23日、524番、渡人につきましては、安土町東老蘇●●、●●●●、受人につきましては、鷹飼町北●丁目●一●、●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、分譲宅地、区分につきましては、売買でございます。

続きまして、報告第388号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和5年2月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理については、こちらにつきましては、全て賃貸借契約の解除で21件ございました。

2、自己の農業用施設（2アール未満）に供する農地転用の受理について、①西庄町●●一●、田、50㎡を農業用倉庫に変更、届出人、鷹飼町●●番地、●●●●、令和5年1月20日受理でございます。

3、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定について、1月審査会、26日審査、こちらにつきましては、新規1件、更新が2件ございました。

以上報告とさせていただきます。

議長 　　ただ今の、報告第386号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第387号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第388号 その他の専決報告について、質問等はありませんか。

委員 　　（特になしの声）

議長 　　それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議長 　　以上で本日の総会日程は終了しました。

閉会 午後2時25分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員